

消費税軽減税率制度説明会のご案内

～今から備える消費税率10%への引き上げと軽減税率8%・適格請求書等保存方式への対応～

いよいよ平成31年（2019年）10月から消費税率10%へ引き上げと同時に、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象として消費税の軽減税率制度が実施されます。

消費税の軽減税率制度は、飲食料品の取り扱う事業者の方だけではなく、免税事業者の方をはじめ多くの事業者に関係する場合があります。つきましては、消費税軽減税率制度説明会を下記の通り開催いたしますので、是非ご参加ください。

記

【日 程】10月12日（金）

午前10時00分～午前11時00分

【会 場】一般社団法人神奈川青色申告会事務局3階

横浜市神奈川区西神奈川2-9-11リキヨビル

【講 師】神奈川税務署

個人課税第1部門指導上席 小山直美 氏

【定 員】20名

【参加費】無料

【申込方法】電話またはFAXにてお申込みください。

定員になり次第 締め切らせていただきます。

【申 込 先】一般社団法人神奈川青色申告会

TEL045-433-5221 FAX045-433-8403

【そ の 他】当日は、筆記用具をご持参ください。

またご来所の際には公共交通機関等をご利用ください。